○財務省告示第三百四十七号

個人向け国債の発行等に関する省令（平成十四年財務省令第六十八号）第四条第六項第二号に規定する中途換金に係る個人向け国債を買入消却したので、その国債の名称等を別表のとおり告示する。

平成二十二年十月二十八日

財務大臣　野田　佳彦

（別表）

国債の名称	記号	額面金額の総額	買入価額の総額
個人向け利付国庫債券（固定・五年）	第二回	百四億六千二百二十二万円	百二億九千三百十五万七百四十四円
〃	第四回	八十五億六千六百七万円	八十四億千百十九万五千六百二十八円
〃	第六回	九十四億四千百二十万円	九十二億七千五十万三千三百三十二円
〃	第八回	九十九億千五百一万円	九十七億三千二百五十七万三千八百十六円
〃	第十回	七十九億二千二百二万円	七十八億千九百三十五万八百五十六円
〃	第十二回	四億九千二百十六万円	四億八千四百九十四万九千六百八十二円
〃	第十四回	二億九千五百五十七万円	二億九千三百四十七万五千五百一円
〃	第十六回	一億九千五百六十六万円	一億九千四百八十七万四千八百十円
〃	第十八回	八千百三万円	八千百万四千八百二十六円
個人向け利付国庫債券（変動・十年）	第十四回	二百六十四億八千二百九十八万円	二百六十三億七千三百七十三万三千二百三十三円
〃	第十六回	二百五十億七千二百八十九万円	二百四十九億六千九百五十二万二千四百九十二円
〃	第十八回	百六億二千六百四十六万円	百五億八千二百六十五万七千七百二十四円
〃	第二十回	六十七億三百四十万円	六十六億七千五百七十四万五千四百六十五円
〃	第二十二回	二十一億三千百五十万円	二十一億二千二百七十一万六千五円
〃	第二十四回	十八億四千七百五十一万円	十八億三千九百九十一万五千八百八十円
〃	第二十六回	十二億千五百三十七万七百円	十二億千三十六万二千四百四十四円
〃	第二十八回	千三百五十万円	千三百四十四万四千八百三十円
〃	第三十回	一億千四百九万円	一億千四百五万二千九百二十円
合計		千二百十五億七千八百六十六万円	千二百四億八千三百二十三万五百十四円

○農林水産省告示第千八百二十号

指定漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和三十八年農林省令第五号）第五十六条の二（同令第六十二条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、平成二十年七月二十五日農林水産省告示第千百九十二号（指定漁業の許可及び取締り等に関する省令第五十六条の二（同令第六十二条において準用する場合を含む。）の規定に基づき農林水産大臣が定める海域及び漁具に関する制限を定める件）の一部を次のように改正し、平成二十二年十月三十一日から施行する。

平成二十二年十月二十八日

農林水産大臣　鹿野　道彦

表海域の欄中「海域のうち南緯三十度」を「海域のうち南緯二十五度」に改める。

○農林水産省告示第千八百二十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年十月二十八日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　福岡県北九州市小倉南区大字母原字弓折一三五五の二、字奥畑一四二六の一九から一四二六の二四まで、一四二六の二七、一四二六の六三（次の図に示す部分に限る。）、字引地一六〇八の九、一六〇八の三一、一六〇八の四六、一六〇八の四八、一六〇八の七〇から一六〇八の七四まで、一六〇八の七八、一六〇八の一〇四、一六〇八の一〇五、一六〇八の八・一六〇八の一〇・一六〇八の五〇・一六〇八の七七・一六〇八の七九・一六〇八の八二・一六〇八の八三（以上七筆について次の図に示す部分に限る。）、八幡西区大字畑字古道三一一、朝倉市杷木寒水字梅河内四六四の一、四四九（次の図に示す部分に限る。）、うきは市浮羽町小塩字佛山五六四七の六、字尾谷五六八〇、五六八一の一、五六八二の一、五六八三の一、五六九五の一、五六九六の一、五六九七の二、五六九九の三、五七〇九、五七一二、五七一三、五七一四の一、字経塚五七四二の一、五七四二の一二、五七四二の三四、五七四二の三六、五七四二の五〇、八女市星野村字高松一二六五三の二、一二六五三の七、一二六五三の八、一二六五三の一二、字上ノ山三〇六七、字西ノ山三〇六九、三〇七〇の一、三〇七〇の四、三〇七五の一、三〇九五、字柳の向へ一八二九一、字黒石一八三三三から一八三三五まで、字ホトノ元一八三九〇、字古田一八四〇一の二、一八四〇七の一、一八四〇七の三、一八四〇七の四、字ナルソ一八四三四の一三、字草伐場一八六二四の一、字板屋の上一八六七四、一八六七九、田川郡添田町大字添田字城一二六の一〇、字無論川三二一の一、三二一の二、三二七から三二九まで、三三一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字城一二六の一〇、字無論川三二一の一、三二一の二、三二七から三二九まで、三三一

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県庁並びに関係市役所及び添田町役場に備え置いて縦覧に供する。）